

第3章 認定NPO法人の管理・運営について

1 計算書類等の作成に当たっての留意事項

(1) 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件：市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

(2) 重要性が高い事項について

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法
- ・ 用途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 会費の計上方法（注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 関連当事者間取引

2 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定（特例認定）NPO 法人等、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

（注）すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

| | 提出書類 | 参照ページ |
|---|--|---|
| ① | 認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 | 123、124 |
| ② | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要) | |
| ③ | 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 | |
| ④ | 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引 | 前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど |
| ⑤ | 寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 | 125～133 |
| ⑥ | 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 | |
| ⑦ | 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 | |
| ⑧ | 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 | |

| | | |
|---|---|------------------|
| ⑨ | <p>第2章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表</p> | 91～96 102～107 |
|---|---|------------------|

(注1) ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告

認定（特例認定）NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法54③、55②、62）。

(3) その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

| | 提出するとき | 提出書類 | 提出先 |
|---|--|--|-----|
| ① | 役員の変更等をした場合（法52①、法62、法23） | ①役員の変更等届出書 ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの | 所轄庁 |
| ② | 定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法52①、法62、法25⑥） | ①定款変更届出書 ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項 | |
| ③ | 定款の変更に係る登記をした場合（法52①、法62、法25⑦） | ①定款の変更の登記完了提出書 ②登記をしたことを証する登記事項証明書 | |

| | | | |
|-----|---|---|------------------------|
| (4) | <p>認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならぬ事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)</p> | <p>①定款の変更の認証を受けなければならぬ事項(法 25③)に係る定款変更認証申請書 ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類</p> | 変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出 |
| (5) | 認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法 53①、法 62) | 認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書 | 所轄庁 |
| (6) | 認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②) | <p>①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)</p> | 所轄庁以外の関係知事 |

3 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)

認定(特例認定)NPO 法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(117 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法 52④、54④、法 62)。

- ① 事業報告書等

- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

(注) 閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載を除くことができます（法 52⑤）。

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならぬこととされています（法 54①②、法 62）。

| 書類名 | 備置き期間 | |
|--|------------------------------------|--------------------------|
| | 認定 NPO 法人 | 特例認定 NPO 法人 |
| 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①） | 認定の日から起算して 5 年間 | 特例認定の日から起算して 3 年間 |
| 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①） | 作成の日から起算して 5 年間 | 作成の日から起算して 3 年間 |
| 前事業年度の寄附者名簿（法 54②一） | | |
| 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二） | | |
| 前事業年度の収益の明細など（法 54②三） | | |
| 第 3 章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)（口に係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②） | 作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間 | 翌々事業年度の末日までの間 |
| 「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③） | | 作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間 |

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定（特例認定）NPO 法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法 30、56、62）。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる

書類及びその閲覧可能年分は次のとおりです。

| 書類名 | 認定 NPO 法人等 (閲覧) | 所轄庁 (閲覧又は謄写) | 過去5年間に提出を受けたもの |
|--|--------------------|----------------------------|----------------|
| 事業報告書等（注1） | | | |
| 事業報告書 | ○ | ○ | ○ |
| 計算書類（活動計算書、貸借対照表） | | | |
| 財産目録 | | | |
| 年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿） | | | |
| 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面 | | | |
| 役員名簿（注1） | | | |
| 定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し） | | | |
| 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | ○ | ○ | ○ |
| 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | ○ | ○ | ○ |
| 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | ○ | | |
| 前事業年度の収益の明細など | | | |
| 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 | ○ | | |
| 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 | ○ | × | |
| 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 | ○ | | |
| イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 | ○ | | |
| ロ 役員等との取引 | | | |
| 寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 | ○ | | |
| 役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 | ○ | | |
| イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） | ○ | | |
| ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 | ○ | | |
| 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類 | ○ | | |
| 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 | ○ | | |
| 第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいざれにも該当しない旨を説明する書類 | ○ | | |
| 「助成金の支給の実績」を記載した書類 | ○ (注4) | 作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで | ○ |
| 寄附者名簿 | × | | × |
| 認定（特例認定）申請書 | × | | × |
| 認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの | × | | × |

- (注1) 認定NPO法人・特例認定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法30、52⑤）。
- (注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

4 認定NPO法人等に対する監督等

(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定（特例認定）NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法64①）。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています（法64③）。

② 所轄庁が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ロ①の書面の提示を要しないものとされています（法64④）。

③ 所轄庁は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に上記ロ①の書面を提示させるものとされています（法64⑤）。

④ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記ロ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められこととなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ロ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法64⑥）。

⑤ イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法64⑦、41③～④）。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定（特例認定）NPO 法人について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65①）。
- ロ 所轄庁は、上記イの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法 65④）。
- ハ 上記イの勧告及びロの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法 65⑤）。
- ニ 所轄庁は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③～⑥）。
- ホ 所轄庁は、イの勧告又はロの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 65⑦）。
- ① 欠格事由の概要（36～37 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 欠格事由の概要（36～37 頁参照）の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるとときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法 66①）。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②、65⑤～⑥）。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定（特例認定）NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。
- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 51 頁を参照願います。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わな

いとき

- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
- ① 第 2 章「2 (1) 認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7) (34~36 頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「3 認定 NPO 法人等の情報公開」(1) (113~114 頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
- ① 上記④イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
 - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。
 - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)。
 - ④ 所轄庁は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聞くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
 - a 欠格事由の概要 (36~37 頁参照) の(1)4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - b 欠格事由の概要 (36~37 頁参照) の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第 2 条第 13 号の収益事業を言います。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③~⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます (58 頁参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記②ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65④、78六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記③イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第3章3(1)「認定NPO法人等の情報公開（閲覧）《参考》（113～114頁）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（第3章2(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（111、112頁）を参照してください）及び第3章2(3)「その他の報告」（112、113頁参照）③、⑥の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記①イによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

